

南海トラフ地震警戒強化勧告

泉州港

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発出

ただし先発地震の津波に対する港長勧告「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が発出されている場合は二重発出せず、津波に対する勧告の解除時に気象庁の「臨時情報(巨大地震警戒)」が継続していれば発出する。

- 1 在泊船は次の避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・泉州港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- 2 次の場合は自主的に安全な海域に避難すること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない
 - ・岸壁が使用できない
 - ・荷役作業ができない

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」解除

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から一週間経過

引き続き、各船舶はVHF16chを聴取するほか、テレビ、ラジオ、インターネット等により気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」等に留意すること。